

# マネー・ローンダリング対策：基礎編

## 第3回：会社設立



会社（又は信託）の設立は、職業会計士が携わる業務の中でもマネー・ローンダリングリスクが最も高い部類に属します。今回は、職業会計士が会社設立プロセスにどのようにリスクベース・アプローチを取り入れることができるか、どのように重要な警告信号を特定するか、そして、いつ委託業務から撤退し、場合によっては疑わしい取引の届出を行う判断をするのかを学びます。

### 会社設立業務を利用する犯罪者の手口

会社設立業務には次のような行為が含まれます。

- 会社その他の法人の設立
- 会社取締役、パートナー、名義株主として関与すること、又は他の誰かをこれらの役割を果たす人物として手配すること
- 登記上の事務所又は本店所在地の提供

犯罪者たちは、匿名性や一時性に引き付けられ、法人組織を違法な資金を動かし、隠すために利用します。特に海外にある会社を利用して会社取締役になることは、犯罪者を会社組織から遠ざけ、法執行機関が資金の出所を特定するのを難しくします。

会社設立代行者を使って複数の登記上の住所に複数の会社を設立し、会社構造同士の関係性を見えにくくするのも犯罪者が用いる手口の一つです。

犯罪者たちは、立派な会社であることをアピールするために、法人登記済みの売買目的で設立された会社を購入するケースもあります。

### 会社設立におけるリスクベース・アプローチとは

#### 顧客デューデリジェンス

設立する会社又は信託の実質的所有者、支配者、受益者となる人物について顧客デューデリジェンス（Customer Due Diligence：CDD）を行うことが大切です。これによって、依頼人が違法行為に関与している又は自分が違法行為に加担してしまう可能性のリスクを評価することができます。身元の確認に懸念がある場合は、様々な証拠を収集することで、更に厳格な本人確認を行ってください。

#### 商業的合理性の理解

依頼人から会社の設立又は会社運営の支援を依頼された場合は、常に、その商業的合理性の理解に努めなければなりません。そうとは知らずに違法行為に加担してしまわないためには、職業的懐疑心が特に重要です。

#### 資金・財産源の確認

取引に参加するために会社設立を依頼された場合は、必ず資金の出所を確かめてください。例えば、

- 一般的な親族財産又は相続
- 資産の売却
- 長期間の投資
- 事業所有権

#### 重要な公的地位を有する者（PEP）チェック

依頼人から会社設立を依頼された場合は、そのリスク評価の一環として本人又はその親族が重要な公的地位を有する者（PEP）に該当していないかを確認する必要があります。該当する場合は、贈収賄又は汚職行為から生まれた収益がその会社を通じて流れるリスクを考えなければなりません。依頼人又は事業関係者が重要な公的地位を有する者（PEP）に該当するとの判断に至った場合は、必要に応じて顧客デューデリジェンス（CDD）のレベルを引き上げてください。

## 会社設立業務に関するケーススタディ\*

Othello & Coは、英国での会社設立の相談を受けました。相談者は予定株主のファミリーオフィス代理人を名乗り、予定株主はラテンアメリカに居住する超富裕層とのこと。英国市場で生鮮食品の販売を開始するに当たり、会社が必要になったそうです。

会社の株式は信託によって保有される予定でした。この信託はニュージーランドの法令に基づいて設立されたように見えていましたが、受託者はバミューダを所在地とする信託会社でした。Othello & Coは、信託会社に関する情報はほとんど得られませんでした。会社に資金供給し、手数料や費用を支払うための資金はマイアミを所在地とする法律事務所から支払われることになっていました。信託の受益者と委託者の身分証明書が提示され、彼らはいずれも超富裕層のようでした。それにも関わらず、いずれの人物の事業活動や社会的活動に関する公的情報はどこにも記録されていませんでした。また、各人の財産の出所を示す証拠も見つけられませんでした。ラテンアメリカにある事業体の名称（英国の新会社に食品を調達し、供給することになる。）を問い合わせましたが、ウェブサイトは存在するものの、商品の調達方法も営業窓口の連絡先も細かい情報は掲載されていないようでした。

Othello & Coは依頼を丁重に断りました。

\*注：秘密保持の観点から登場人物・組織の名称を変えています。

### 重要な警告信号

職業会計士は、会社設立プロセスにおいてマネー・ローンダリングリスクを示す重要な警告信号に気がつくことが大切です。完全な決定打ではないにしろ、職業会計士は専門家としての判断を駆使し、状況に応じて撤退する、場合によっては疑わしい取引の届出を行う必要があります。警告信号の例：

- 明確な商業上の目的がないにも関わらず、会社組織の設立を求められる。
- 商業的合理性なく、複雑な所有構造の会社を複数の法域に設立する。
- 依頼人が顧客受入れプロセスに必要な顧客デューデリジェンス情報の提供を渋る。
- 依頼人が財産の出所を曖昧にしたがる。
- 依頼人が（複数の法域での）会社設立を必要以上に急いでいるように見える。
- 依頼人が銀行取引や信用履歴のある売買目的で設立された会社を手に入れようとしている。

### 撤退するタイミング

- 顧客デューデリジェンス（CDD）の過程で提示された文書の信憑性に疑いが生じた場合
- 依頼人が公的記録の取締役又は実質的支配者情報を偽ろうとした場合
- 財産の出所に関する問合せの結果、犯罪行為によって得た資金である可能性が疑われる場合
- 依頼人の身元調査の結果、依頼人の業種又は規模（ケーススタディ参照）についてこちらが期待するような有意義な情報が見つからなかった場合、又は十分な説明が行われなかった場合

### 疑わしい取引の届出（SAR）

依頼人又は将来の依頼人候補に収益を伴う犯罪行為の可能性が疑われる場合、資金情報機関への届出が法的に義務付けられていることがあります。

- 疑わしい取引の届出は、マネー・ローンダリング行為の疑いを法執行機関に届けるものです。
- 一部の国では、職業会計士に対してこれが法的に義務付けられています。
- 疑わしい取引の届出は法執行の情報収集を補足するものであり、犯罪を解決するためのパズルの1ピースになることもあります。
- 一部の国（英国等）では、疑わしい取引の届出が人身売買等の潜在的犯罪被害者で弱い立場にある人々の存在を当局に注意喚起する糸口にもなります。

### その他の資料



マネー・ローンダリング対策に関する一般的ガイダンスについては、金融活動作業部会（Financial Action Task Force: FATF）が作成した「[Guidance for a Risk-Based Approach for the Accountancy Profession](#)」を参照してください。適用規制要件等、各国・地域別の情報については、ご自身の所属する職業会計士団体にお問い合わせください。



529 Fifth Avenue, New York 10017  
www.ifac.org | +1 (212) 286-9344 | @ifac | company/ifac



www.icaew.com  
@icaew | company/icaew